

◎第2回 「医師による面接指導」～実施義務の1週間当たり40時間を超える労働が1月当たり100時間超から80時間超に～

この改正は2019年4月よりすべての企業に適用されます。
従来、長時間労働に従事した労働者の健康保持のため、事業者に課せられた医師の面接指導の実施義務の要件は、下記3点が揃ったときでした。

- (1)1週間当たり40時間を超える労働が1月当たり100時間を超える（休日労働含む）
- (2)疲労の蓄積が認められる※
- (3)労働者からの面接指導の申出

（※労働者からの申出があれば疲労の蓄積があるとみなされる）

今回の改正では(1)の100時間が80時間に変更されます。
また新たに、その80時間を超えたという事実を労働者に通知する義務も追加されました。
この労働者には管理監督者やみなし労働対象者も含まれ、面接指導の確実な実施のための労働時間の状況の客観的な把握義務が明文化され、その記録に関する管理義務（記録の作成・3年保存義務）も課されることになりました。

（但し、新技術・商品の研究開発業務と高度プロフェッショナル制度の対象者は、上記とは別の実施要件になります。）

もう一つ見落としとしてはならないのが、「労働者の心身の状態に関する情報の取扱いの適正化を図る義務」です。この情報の範囲は上記面接指導だけでなく、健康診断・ストレスチェックも含まれます。これらの情報は労働者の個人情報に関わるものが多いことから、労働者が安心して健康診断・面接指導等を受けられるようにするため、情報を適正に取得・保管・使用することを求めたものです。

そのための指針が発表されました。 […「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」](#)

上記指針では、原則として事業場ごとに取扱規程を策定することとしていますので、指針に沿った規程策定が必要となりました。